

日本のラムサール条約湿地

—豊かな自然多様な湿地の保全と賢明な利用—

日本列島と自然環境の概観	2
日本のラムサール条約湿地地図	9
クッチャロ湖	10
サロベツ原野	11
瀧沸湖	12
雨竜沼湿原	13
野付半島・野付湾	14
阿寒湖	15
宮島沼	16
風蓮湖・春国岱	17
釧路湿原	18
霧多布湿原	19
厚岸湖・別寒辺牛湿原	20
ウトナイ湖	21
大沼	22
仏沼	23
伊豆沼・内沼	24
志津川湾	25
蕪栗沼・周辺水田	26
化女沼	27
大山上池・下池	28
尾瀬	29
酒沼	30
渡良瀬遊水地	31
奥日光の湿原	32
芳ヶ平湿地群	33
谷津干潟	34
葛西海浜公園	35
瓢湖	36
佐潟	37
立山弥陀ヶ原・大日平	38
片野鴨池	39
中池見湿地	40
三方五湖	41
藤前干潟	42
東海丘陵湧水湿地群	43
琵琶湖	44
円山川下流域・周辺水田	45
串本沿岸海域	46
中海	47
宍道湖	48
宮島	49
秋吉台地下水系	50
東よか干潟	51
肥前鹿島干潟	52
荒尾干潟	53
くじゅう坊ガツル・タデ原湿原	54
出水ツルの越冬地	55
蘭牟田池	56
屋久島永田浜	57
久米島の溪流・湿地	58
慶良間諸島海域	59
漫湖	60
与那覇湾	61
名蔵アンバル	62

日本列島と
自然環境の概観

日本列島はユーラシア大陸の東縁部に面し、日本海をへだてて大陸とほぼ平行に、南北約3,000kmにわたって細長くつらなる弧状列島である。北海道、本州、四国、九州の4つの大きな島とそれを取りまく6,000を超える島で構成され、国土面積は約3,780万ヘクタールである。3,000m級の山脈、約3万kmにおよぶ海岸線、急峻な斜面を流れくだる多くの河川など、複雑な地形で形成されている。森林面積は約2,500万ヘクタールと国土の67%を占め、そのほとんどが山地である。山の斜面は一般に急傾斜で谷によって細かく刻まれており、平野や盆地の多くは小規模のものが山地との間及び海岸沿いに点在し、その多くは河川の堆積によって形成されている。

気候は亜熱帯気候から亜寒帯気候まで幅広い気候帯に属し、年間降雨量1,000mmを超える地域が多く、湿潤で、季節風が強く、春夏秋冬の四季がはっきりしている。

こうした自然条件を反映して、日本の土地利用形態は複雑になっている。たとえば、山地や丘陵地のほとんどは森林におおわれ、一部は牧草地や果樹園として利用されている。高原、台地、平野などを含む平らな土地は農業や居住地として利用され、都市近郊を除く平野部の多くは水田として利用されている。

そして、様々なものが豊かに育まれる国土で、日本人は四季の変化とともに生きる文化を育み、また地震や水害、火山噴火といった自然災害と常に隣り合わせの生活の中で、そうした自然を組み敷こうとするのではなく、順応し調和する形で様々な知識、技術、芸術や感性、美意識を培っていった。

地域毎に育まれた自然と共生する伝統的な自然観、風土、また複雑な土地利用は日本の生物多様性を育てている。生物多様性国家戦略2012-2020によれば、日本では9万種以上の生物が確認されている。

一方、高度経済成長期の急激な都市化

に起因する様々な開発行為や生活様式の変化は、日本の自然景観と生物相に大きな影響を与え続けており、絶滅の危機に瀕している動植物も少なくない。

日本の湿地の
概要と特色

日本は豊富な雨量と周囲を取り囲む海の恩恵を受けた、水に恵まれた国である。そのため、小さな国土の中に湿原、河川、湖沼、砂浜、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、藻場、水田、貯水池、湧水池、地下水系など多種多様な形態の湿地が形づくられ、それぞれが各地域の生物多様性を支えている。

湿原：

湿原は土壌学的には泥炭地と呼ばれ、貧栄養の雨水だけで涵養されミズゴケなどにおおわれた高層湿原、上流部から栄養塩が流入しヨシやスゲの生育する低層湿原、その中間の性質を有しヌマガヤなどに代表される中間湿原に大別される。

低層湿原は周辺域の開発などの影響を受けやすく、本州以南の低地にあるもののほとんどは、早い時期に水田や宅地に姿を変えてしまった。

中間湿原は、鹿児島県屋久島を最南端に、主に冷涼な地域に広く分布している。

高層湿原の大部分は本州の中部山岳地帯及び北海道に分布しており、氷河期から生き残っている古い野生生物種の生息地として、現在も重要な役割を果たしている。

河川：

日本にはおよそ109水系14,000本の主要河川があるが、山がちな国土のためその全長は短く、山から海に向けて急勾配で流れくだる川が多い。上流に大量の雨が降ると一気に増水し、洪水を引き起こすことも多く、洪水・治水対策は、日本の河川環境管理の大きな課題となっている。そのため、第5回自然環境保全基礎調査の河川調査(2000年)によれば、特に重要な113の河川のうち、ダムや堰など



日本の湿地の概観

の人工構造物のない自然の状態のままの河川は少なく、河岸の多くは人工護岸となり、水生生物の生息環境は年々悪化している。

淡水湖沼：

日本には山岳地帯にある湖沼をはじめ、海が後退してきた海跡湖のように平野部や海岸近くに存在するものなど、様々な湖沼が数多く点在している。また、水田の灌漑水源としてつくられ、管理されている人工的なため池も多数存在する。多くはガンカモ類など渡り性水鳥の生息地であるが、淡水魚類や藻類、またトンボなど水生昆虫の生息地としても重要である。

水田：

日本の国土約3,780万ヘクタールのうち、約235万ヘクタール(2022年現在)が水田である。水田耕作は古来、日本の最も主要な生計手段であり、水田とその周辺の水路、ため池、そして落葉広葉樹を中心とする里山林などは、わが国の主要な二次的自然環境を形づくってきた。こうした二次的自然環境は、下草刈りや池干しといった人々の生活のなかで行われる適度なく乱によって保たれ、豊かな生物多様性を育んできたが、現在は生活様式の変化により、そうしたバランスが崩れつつあることが問題となっている。

水田は、私たちの食糧生産の場であると同時に、シギ・チドリ類、ガンカモ類などの渡り鳥にとって重要な採食場、休息場所でもあり、また、魚類、昆虫などの水生生物にとってかけがえのない生息環境を提供している。

また、日本は、2008年に開催されたラムサール条約第10回締約国会議にて、湿地システムとしての水田の生物多様性向上に係る決議案を韓国と共同で提案し、全会一致で採択された。

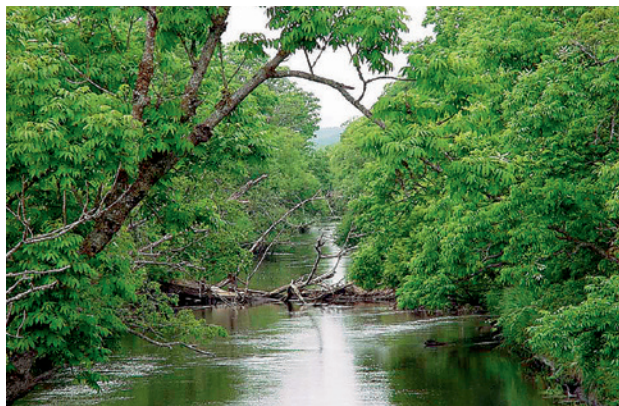
地下水系：

ラムサール条約の扱う湿地のタイプには、

石灰岩地域に形成される地下カルストと洞窟性水系も含まれ、我が国にもラムサール条約に登録されている湿地がある。

海岸線：

第5回自然環境保全基礎調査の海辺調査(1998年)によれば、6,000以上の島からなる日本の海岸線は、総延長が約32,800kmにもものぼるが、そのうち人工改変されずに自然の状態を保持している自然海岸は53.1%で、海岸線の人工化は進む一方である。わが国では1978年以降の20年間だけで、約1,300kmの自



然海岸を失い、特に北海道、本州、四国、九州の4島における自然海岸の比率は42.3%と半分以下である。残された自然海岸には、潮汐湿地でのみ産卵・生育する希少なトンボの生息地やウミガメの産卵地として重要な役割を果たしているものもある。

汽水湖：

日本の海岸線には、海が後退してきた海跡湖が多く存在し、その多くは湖口が海とつながる汽水湖である。河川の最下部にあって有機物(栄養塩類)が流入し、水深が浅く、海水と淡水が入り混じる複雑な生態系をもつ汽水域は一般に生物生産性が高く、海洋生物資源のゆりかごとして、また沿岸漁場として人間にとっても重要な役割を担っている。

藻場：

沿岸域の海底でアマモなどの海草や、

ホンダワラ、コンブ、ワカメなどの海藻が群落を形成している場所を藻場という。藻場は、酸素の供給、水質浄化、海底の安定化などの機能をもち、また魚類やウミガメなどの餌となり、産卵・生育場所や隠れ場を提供するなど、沿岸域の生物にとって重要な存在である。日本人も昔から漁場として利用し恩恵を受けてきた。

第4回自然環境保全基礎調査の海域生物環境調査藻場調査(1994年)によれば、日本の水深20m以浅の沿岸部には1ヘクタール以上の規模の藻場が合計で20万ヘクタールあり、1978年の調査に比べて6,400ヘクタールの藻場が埋め立てや磯焼けなどで消失していた。この傾向は近年も続いており、保全の重要性は増すばかりである。また、2011年の東日本大震災の津波により、湾奥部に生育するアマモの被害も多数報告されている。ただし、東北地方太平洋沿岸域生態系監視調査の結果によれば、松島湾などの一部では群落が回復しつつあるということが報告されている。

干潟：

海辺調査(1998年)によれば、干出域の幅が100m以上で面積が1ヘクタール以上の干潟が49,380ヘクタール確認された。

干出と水没をくりかえす干潟は、河川と海の両方から栄養物質が堆積するため多くの微生物や底生生物が繁殖し、これらによる水質浄化能力も注目されている。また、シギ・チドリ類の採餌や休息地としても欠かすことができない。しかし平坦部の少ない日本では、干潟は様々な開発事業の対象とされやすく、1978年以降の20年間に約6,000ヘクタールが消失し、いまま各地で干潟の開発が進んでいる。

マングローブ林：

海辺調査(1998年)によれば、日本全国には約2,670ヘクタールのマングローブ林があり、その95%以上を沖縄県が占める。小規模なものが多いが、なかには100ヘクタールを超えるものも存在する。

なお、世界に100種あまりあるマングローブ植物のうち、日本に生育するのは4科7種である。

サンゴ礁：

海辺調査(1998年)によれば、日本の造礁サンゴの総面積は約35,350ヘクタールで、その多くは鹿児島県のトカラ列島以南の南西諸島に分布し、特に造礁サンゴの種の多様性では世界屈指である。



日本の ラムサール条約湿地

日本は1980年にラムサール条約に加入し、釧路湿原を国内最初のラムサール条約湿地に登録した。1993年には第5回締約国会議が釧路市で開催され、国内及びアジア地域において湿地への関心が高まり、ラムサール条約の意義が広く知られるきっかけとなった。

日本は締約国会議の開催と時期を合わせる形で国内の湿地の追加登録を進めてきた。2018年10月にアラブ首長国連邦で開催された第13回締約国会議と合わせて、宮城県の志津川湾及び東京都の葛西海浜公園の2か所を登録した。さらに2021年11月に鹿児島県の出水ツルの越冬地を登録したことにより、日本の条約湿地の数は合計53か所となった。ラムサール条約は決議Ⅷ.13付属書1で、湿地のタイプを42に分類している(資料3参照)。わが国の条約湿地は、水鳥の生息地として重要な湿地を主体としつつ、湿原、湖沼、

水田、藻場、干潟、マングローブ林、サンゴ礁、地下水系まで様々なタイプの湿地を含んでおり、日本の湿地生態系の多様性を反映している。

ラムサール条約は、決議Ⅷ.13付属書2などで、国際的に重要な湿地の登録基準を定めている(資料4参照)。なお、わが国では、ラムサール条約湿地の候補地の選定にあたり、①条約の定める国際的に重要な湿地の基準を満たしていること、②国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって自然環境の保全が図られること、③地元住民などの登録への賛意が得られること、を条件としている。

湿地の保全と 賢明な利用

ラムサール条約は国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を推進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用(ワイズユース)促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。湿地の賢明な利用とは、湿地生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することである。古来より人間が自然を制すのではなく、人と自然が共生する文化を育んできたわが国においては、「賢明な利用」が歴史的に行われてきた事例は数多い。稲作や酪農などの農業や、魚介類の捕獲や養殖などの漁業、あるいは湿地において狩猟を行うための地域ルールづくりなど、湿地に関連する各地域の文化や伝統的な営みをあらためて見直すことが、それぞれの地域における「賢明な利用」の推進にとって重要である。また近年では、エコツーリズムや野生生物観光など、観光資源や地域づくりの一環としての湿地の活用も推進されている。

湿地保全政策：

「生物多様性国家戦略2012-2020」において、自然再生事業などを活用した湿

原生態系の保全・再生や、重要湿地の見直し、保護地域化が必要な地域における保全のための情報収集、鳥獣保護区やラムサール条約湿地への登録のほか、重要湿地の生態系変化や保全状況の把握を行うことについて述べられている。ラムサール条約湿地における具体的施策としては、ラムサール情報票の更新や登録区域の拡張検討、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組推進、条約湿地の保全とワイズユース計画策定の支援、賢明な利用に関する事例紹介・普及啓発などについて記載されている。

また、次期生物多様性国家戦略については、2023年の策定に向けて検討作業が進んでいる。

自然環境保全に関する法律：

日本の自然環境保全及び野生生物保護に関する法律には、環境基本法、生物多様性基本法、自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、自然再生推進法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律などがあり、特定の種または地域を指定して採捕や開発行為を規制し、また失われた自然環境の再生を推進している。

これらの法律によって指定されている種や区域には、湿地とそこに生息する種に関連するものが数多く含まれている。

多様な主体の参加と普及啓発：

日本では、ラムサール条約湿地を有する市町村によって、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が構成されている。関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルでの湿地保全活動を促進し、条約湿地の適正な管理に資することを目的にしており、定期的に会議が開催されている。また、都道府県レベルにおいても、鳥獣保護区、自然環境保全地域、自然公園などの保護区を湿地を含める形で設定したり、独自に

日本の湿地の概観

湿地に関わる環境条例や環境計画を策定している例もある。

湿地の保全と賢明な利用は、湿地のそばで暮らす地域の人々の理解及び参加なくしては実現できない。日本各地のラムサール条約湿地においては、多くの主体が協力、協働して地域レベルの活動を進めている例が多数ある。

国際協力

湿地の保全と賢明な利用の推進のために、経験や技術を共有するなど、国際協力は重要である。日本はアジアの先進国として積極的な貢献を期待されており、以下の活動をはじめとして、様々な国際協力に取り組んでいる。

湿地保全に関する資金援助と技術移転：

国際協力機構（JICA）は、途上国から研修生を受け入れ、湿地の保全及び賢明な利用に関する研修をそれぞれ実施している。また、イラン、ウガンダ、マレーシア等において、湿地生態系の保全や持続可能な利用に関する技術協力を行ってきた。資金援助としては、外務省が、ラムサール条約小規模無償基金への任意の拠出を通じて、アジアの湿地保全を目的としたプログラムを支援している。また、公益財団法人長尾自然環境財団による民間の資金援助プログラムも提供されている。

湿地保全に関する調査、情報交換：

東南アジアに数多く存在する湿地は、日本を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の越冬地・中継地として重要である一方で、開発を伴う経済成長により、急速な劣化や消失が進んでいる。環境省では、1989年より30年以上にわたり、東南アジア各国において湿地の調査や湿地管理能力向上のための支援を行ってきた。ミャンマーにおいて重要湿地目録作成のための調査やワークショップを実施し、同国のラムサール条約への加入を促進したほか、マレーシア、ベトナム、タイ、

カンボジア等においてもラムサール条約湿地登録を支援してきた。

また、行政、NGO、専門家、企業、地域住民等の多様な主体がアジアの湿地の保全と賢明な利用に関する知見や経験を共有し、学ぶ機会を提供する場「アジア湿地シンポジウム」に対しても支援を行ってきた。日本はこの「アジア湿地シンポジウム」を

はじめとする地域的な科学技術フォーラム推進の奨励や指示を謳った決議案を提案し、ラムサール条約第9回締約国会議で、決議X.19とし採択された（資料2参照）。

二国間の渡り鳥保全の取り組み：

日本は米国、ロシア、オーストラリア、中国の4か国と渡り鳥等の保護のための二国間条約・協定を結び、渡り鳥の捕獲などの禁止、生息環境の保全の促進、共同調査などを実施している。また、韓国とも日韓環境保護協力協定を結び、その下で渡り鳥の保護協力に関する定期的な会合及び共同調査を実施している。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）：

世界には、主要な渡り鳥の渡り経路として9つのフライウェイが存在する。このうち、日本が含まれる「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」には、シギ・チドリ類、ガンカモ類、ツル類を中心として、世界的な絶滅危惧種36種を含む5,000万羽以上の渡り性水鳥が生息している。また、これまでに日本で記録された鳥類の種数に占める渡り鳥の割合は、本州、四国、九州地方では60%、北海道と琉球列島では80%にも及び、日本列島が渡り鳥にとって重要であることを示している。

「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」は、東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥とその生息地を保全することを目的



とする国際的連携・協力のための枠組みであり、日豪政府の主導により2006年に発足した。EAAFPでは、「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」を設置しており、ネットワーク参加地では、渡り性水鳥に関する普及啓発や保全活動、調査研究が進められている。ラムサール条約湿地では、シギ・チドリ類の中継地である荒尾干潟や、ガンカモ類の越冬地である伊豆沼・内沼などがこのネットワークに参加している。2022年10月現在、国内のネットワーク参加地の数は34か所であり、このうち24か所はラムサール条約湿地である。

姉妹湿地：

湿地の保全と賢明な利用に関する情報交換、普及啓発活動などを促進するため、海外の湿地と姉妹湿地提携を結んでいる事例がある。釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原はオーストラリア・ニューサウスウェールズ州のハンター河口湿地と、谷津干潟はオーストラリア・クイーンズランド州のブーンドル湿地と、藤前干潟はオーストラリア・ジロング市の湿地と、化女沼は韓国・昌原市のチュナム貯水池と、出水ツルの越冬地は韓国・順天市の順天湾とそれぞれ姉妹湿地提携を結んでいる。

ラムサール賞

長年にわたり湿地の保全と持続可能な利用に多大な貢献をされた個人や団体を讃える賞として、1996年開催の第6回締

約国会議において「ラムサール賞」が創設された。

2022年の第14回締約国会議までに、日本人としては3人がその多大な貢献を評価され、受賞者となっている。

中村玲子(なかむらいこ)氏は、湿地と人間とのかかわりについて調査研究、普及活動を行うNGO「ラムサールセンター」を設立(1990年)し、以来事務局長として日本とアジアにおけるラムサール条約の実施と湿地の賢明な利用の促進に尽力した。アジアの湿地研究者やNGOのネットワークづくり、日本、マレーシア、インドの3カ国でのアジア湿地シンポジウム開催、子どもを対象とした国際湿地交流事業の実施、アジア各地の住民参加型湿地保全活動の中・長期的支援などを展開し、ラムサール条約の普及啓発、環境教育活動、湿地の保全の推進に努めた。こうしたアジア地域における湿地の保全への貢献や啓発活動などが評価され、2005年に「教育部門」を受賞した。

辻井達一(つじいたついち)氏は、日本の湿地の多くが存在する北海道において、湿原植物生態系の研究を通じ、湿原の価値と保全の重要性について啓発に努めた。また、日本各地の湿原の保全と賢明な利用の取組を支援するとともに、環境省のラムサール条約湿地候補地検討会の座長として、全国の条約湿地潜在候補地の抽出に尽力するなど、我が国の条約湿地の登録促進に大きく貢献した。国際的な取組みにも積極的に関与し、水鳥の生息地として重要な湿地の保全を図るため、技術援助、水禽類の生息数調査、アジア地域の湿地目録作成等の活動を実施した。釧路湿原やサロベツ原野、チリカ湖(インド)などの自然再生等における長年の貢献が評価され、2012年に「科学部門」を受賞した。

呉地正行(くれちまさゆき)氏は、2008年の第10回締約国会議において、ラムサール条約決議X.31「湿地システムとして水田の生物多様性の向上(水田決議)」(資料1参照)の草案作成、及び国内外の調整を通じて同決議案を採択に導き、水田の湿地としての認識と価値を高めた。また

蕪栗沼・周辺水田などで、水田の生物多様性を向上させてガン類の越冬地を提供する冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)に取り組み、広く普及するなど、農業における生物多様性向上の主流化に大きく貢献した。このほか、ガン類の渡り経路の解明に1970年代から取り組み、絶滅の危機に瀕したシジュウカラガン個体群の再導入をめざして、日露米の関係者の協力を得ながら、渡りと生息地の回復事業を実施継続してきた。これらの保全活動などが評価され、2022年に「ワイズユース(湿地の賢明な利用)部門」を受賞した。

ラムサール条約の 湿地自治体認証制度

湿地自治体認証制度は、2015年の第12回締約国会議で採択されたラムサール条約の決議 XII.10に基づくもので、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等の推進に関する国際基準に該当する地方公共団体に対して認証を行うものである。審査に当たっては、第三者認証機関(Independent Advisory Committee; IAC; 独立助言委員会)の審査を通過した地方公共団体のみが認証を受けることができ、有効期間は認証から6年間である。

2018年の第13回締約国会議では世界7カ国18都市が認証されている。

2022年の第14回締約国会議において、13カ国25都市が新たに認証を受け、日本からは新潟県新潟市及び鹿児島県出水(いずみ)市が我が国として初の認証を受けた。

認証を受けた地方公共団体には、世界水準の湿地自治体認証を受けたことによる認知度向上、地域ブランドの確立、さらなる湿地の保全と賢明な利用の推進が期待される。

新潟市：

ラムサール条約湿地「佐潟(さかた)」が含まれる。佐潟では、佐渡弥彦米山国定公園の第3種特別地域として、湿地環境を維持するため開発等が規制されてい

る。また、国指定佐潟鳥獣保護区にも指定されるなど、鳥獣の保護が図られている。2000年には有識者や地域関係者等と議論を進め、環境保全の指針となる佐潟周辺自然環境保全計画を策定し、2019年4月からは第4期計画により管理を行っている。

市内には、佐潟に加えて、ラムサール条約湿地の潜在候補地である「福島潟」及び「鳥屋野潟(とやのがた)」を含む様々な湖沼や、信濃川や阿賀野川などの大小河川が位置している。

また、面積が全国一位となる水田は、越冬数が国内最多であるコハクチョウをはじめとする渡り鳥の採餌・休息の場となっている。

出水市：

ラムサール条約湿地「出水ツルの越冬地」が含まれる。半世紀以上に渡る市民によるツル保護活動の結果、ナベヅル、マナヅルなど毎年1万羽以上のツルが渡来する日本最大のツルの越冬地となっている。

1952年にはツル及びその生息地の保護のため、鹿児島県のツル及びその渡来地が国の特別天然記念物に指定された。また、1997年には国指定鳥獣保護区のうち53ヘクタールがツルの越冬地の主要な部分として特別保護地区に指定され、2021年には453ヘクタールに拡張された。「出水ツルの越冬地」は、この特別保護地区の農地453ヘクタール及び農地に隣接した河口部25ヘクタールによって構成されている。この他に、ツルの越冬地を中心とする市内の農地の多くは、農地法により宅地等への転用が厳しく規制される第1種農地に指定されている。加えて、「出水市総合計画2018年-2027年」によりツルと自然環境の保全の重要性が明記されているほか、2022年に「出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画」が作成され、「保全/再生」、「賢明な利用」、「交流・学習」及び「越冬地利用調整」の4つの視点から具体的な取組みが進められている。